

## 事後審査型一般競争入札の執行について

富士見町が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年7月30日

富士見町長 名取 重治

### 1 入札対象業務（電子入札案件）

件 名	令和7年度 道路施設予防保全対策事業 オアシス道路舗装改修工事
入 札 番 号	工事一32
履 行 場 所	高森・烏帽子
履 行 期 間	契約日から 令和8年1月23日
担 当 課	建設課
工 事 概 要	<p>【第一工区】 施工延長 L=20.0m 表層 A=158.0m<sup>2</sup></p> <p>【第二工区】 施工延長 L=310.0m 表層 A=93.0m<sup>2</sup> 切削オーバーレイ A=2410.0m<sup>2</sup></p>
週休二日制工事	<p>適用あり（発注者指定型） 「富士見町週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする</p>

### 2. 入札に参加できる者の条件

工 事 種 別	舗装工事 A級・B級
総 合 評 定 値	該当する工事の種類の総合評定値（格付け） 705点以上の者
客 観 点 数	富士見町が付与した客観点数 55点以上の者
建 設 業 許 可	舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配 置 技 術 者	本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できること。配置技術者は、入札参加申請日以前3ヶ月以上の恒常的雇用関係にあること。
所 在 地 要 件	富士見町内に本店・支店・営業所等を有していること。
施工実績要件	不要
そ の 他	富士見町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱（平成21年1月9日）第4条に規定する参加資格の各要件を満たしていること。

### 3. 入札日程

設 計 図 書 等 の 閲 覧 等	閲覧等の期間 令和7年7月30日 (水) から 閲覧等の場所 富士見町ホームページ 及び 役場財務課財政係
質 問 方 法	<p>次により文書で提出してください。            提出期限 令和7年8月6日 (水) 午後5時必着            提出場所 役場財務課財政係            提出方法 電子入札システム又は電子メール、FAX、持参、郵送による</p>
質 問 へ の 回 答	富士見町ホームページ 及び 役場財務課 にて閲覧 ※回答書は質問を受理した日から隨時作成し、公表します。

紙入札の承認	紙により入札する場合は、紙入札承認願を次により提出してください 申請書の配布 役場財務課財政係 及び 富士見町ホームページ 提出期限 令和7年8月22日 (金) 午後3時まで 提出場所 役場財務課財政係 提出方法 持参による
入札書の提出	提出期間 令和7年8月21日 (木) 午前8時30分から 令和7年8月22日 (金) 午後5時まで 提出方法 電子入札システム又は郵送、持参による
開札日時・場所	日 時 令和7年8月25日 (月) 午前9時30分 場 所 役場 財務課財政係
再度入札における入札書の提出期限	提出期限 令和7年8月26日 (火) 午後3時まで 提出方法 電子入札システム又は郵送、持参による

#### 4. 入札執行関係・その他

工事費内訳書	必要
一抜け方式の採用	有 入札番号 工事-31 の入札で落札した者は参加できません。
予定価格	事後公表
最低制限価格制度の適用	この入札は富士見町最低制限価格制度実施要綱が適用となります。 (事後公表)
前払金	有り
部分払い	有り
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。
入札の無効	参加資格のない者のした入札及び「富士見町入札心得」、「富士見町電子入札実施要綱」に違反して入札した入札書は無効とする。
確認書類	落札候補者となった者は、次により入札参加資格要件確認申請を行ってください。 提出書類 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2~4号) 提出期限 落札候補者となった日から2日以内の午後5時まで 提出場所 役場 財務課財政係 提出方法 電子入札システムによる。紙入札の承認を得た者は持参による。
落札者の決定等	落札者決定通知は電子入札システム又は書面により行う。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して4日(閉庁日は除く)以内に、町長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。 説明を求められた者に対しては、富士見町財務課財政係において文書により回答する
その他	・「富士見町事後審査型一般競争入札実施要綱」「富士見町最低制限価格制度実施要綱」及び「富士見町建設工事事後審査型一般競争入札心得」に示すとおりとする。 ・落札決定にあたっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
問い合わせ	富士見町役場 財務課 財政係 電話 0266-62-9126 FAX 0266-62-4481 メール 9127@town.fujimi.lg.jp